

中山間地域で農業を行っている人たちへの 支援策について知りたい

中山間地域の活性化と農業・農村の多面的機能を確保するため、次のような事業を実施しています。

農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）

1 事業内容	農業生産基盤、農村生活環境の整備 [補助率：国 55%、県 30%]
2 採択要件	・ 過疎、山村振興などの5法指定地域等で林野率 50%以上かつ主傾 1/100 以上の農地面積が 50%以上の区域 ・ 農村振興基本計画が策定されていること ・ 農業振興地域の区域であること

中山間地域等直接支払交付金

1 事業内容	担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、農業生産活動を行う農業者に対して交付金を交付する。
2 採択要件	・ 過疎、山村振興などの9法指定地域内等において、「集落協定」及び「個別協定」に基づき、5年間継続して農業生産活動と多面的機能の増進につながる活動を行うこと。

◎関連する融資制度（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

日本政策金融公庫資金（中山間地域活性化資金）

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
農村振興課地域計画班 e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
- 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10階 電話：022-211-2866、2874
11階 電話：022-211-2862
- ・ 各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部